

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立三木中学校

1 基本方針の策定について

【いじめの定義】

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、小さいいじめも見逃さないように、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨に取り組んでいく。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るという認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを生まない土壌づくりのために、関係者が一体となり組織的・継続的な取組を行う。

(ア) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」

ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度などを養うために、人権教育・道徳教育及び体験活動の充実・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。

(イ) いじめの背景にある生徒のストレス等の要因に着目し、シャボテンログを活用するなど、その改善をはかり、ストレスに適切に対処できる力を養うことに努める。

(ウ) 全ての生徒が安心でき、自己肯定感・自己有用感が感じられるよう、授業や学校行事に取り組ませ、心の通い合う人間関係の構築と自尊感情の高揚を目指す取組を行う。

(エ) 生徒会が中心となり、生徒自身がいじめ問題に具体的に取り組むことで、いじめのない学校づくりを進めていき、生徒の自浄能力を高めていく。

(オ) いじめ問題への取組の重要性について認識を広めるために、人権意見発表会や地区懇談会など、地域や家庭と一体となって取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、

早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめ発見に取り組む。

(ア) 生徒と過ごす時間を積極的に持ち、チェックリスト等も活用し、生徒の様子の変化（サイン）を見逃さないように、注意深く観察するよう教師が意識する。

(イ) 日頃から教師は生徒の話に耳を傾け、考えていることを丁寧に聞く教師の姿勢を示し、生活ノートなどを活用し生徒が安心して悩みを相談できる人間関係を築く。

(ウ) 定期的に生活アンケートを実施する。いじめを受けている生徒は、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、翌週にはカウンセリング週間を実施し、いじめ発見に努める。

(エ) 保健室にはさまざまな生徒が訪れるため、教室では得られない情報をキャッチすることが多い。そのため、養護教諭と情報交換を綿密に行い、迅速に組織的な対応に移行する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を密に校内の相談体制を確立する。

①生活アンケート【いじめの実態を調査する目的も含む】

(5月下旬、11月上旬、2月上旬実施)

②カウンセリング週間(5月下旬、11月上旬、2月中旬実施)

(3) いじめ事案への対応と組織について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかにいじめ対応チーム（生徒指導委員会）を招集し、指導体制を整える。被害生徒やいじめを通報してきた生徒の安全を確保し、関係生徒に事実を確認した上で組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、警察やいじめ防止センターと連携をはかり、いじめ解消に向けた徹底した指導に取り組む。

(ア) いじめ対応は、学校全体の問題として捉え「生徒指導委員会」を組織し、速やかに対策会議を開き、組織が核となり情報収集、事実整理、対応方針、役割分担をおこない、正確な事実の確認を行う。

生徒指導委員会（いじめ対応チーム）・・・定例会（状況により随時実施）

構成員： 校長、教頭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当、
養護教諭 不登校担当教員

臨時構成員： 当該学年総務、担任、部活動顧問、SC、SSW、
特別支援コーディネーターなど適宜加える

- ① 学校基本方針に基づく取組実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う核となる。
- ② いじめに関する情報や問題行動などに係わる情報の収集と記録・共有を行う核となる。
- ③ いじめの疑いがある場合、緊急会議を開き、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者や関係機関との連携を実施する核となる。

(イ) いじめの事実を被害・関係生徒の保護者に連絡し、いじめ解消及び再発防止に向けた指導を保護者の協力のもと徹底して行う。いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によりいじめの解消が困難な場合や、いじめが犯罪行為として認められるときは、被害生徒を守り通すという観点から、警察と連携をはかり対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し支援を求め、いじめ防止センターや市教育委員会などとも指導の連携をはかる。

(エ) いじめの解決は、加害生徒が被害生徒に謝罪することで終わるのではなく、他の生徒との関係が修復されていることが重要である。【本人・保護者への確認を行う。少なくとも3か月を目安】観衆や傍観者の立場をとっていた生徒に対しても、それらの行為が、いじめに加担する行為であることを理解させ、互いを尊重し認め合う集団づくりの取組を行う。

(4) ネットいじめ対応について

インターネットの特殊性による危険を教職員が十分に理解した上で、ネットいじめに対応して指導する。そのためには教職員の資質向上のための研修会を開き、上記(3)の基本方針同様に対応をはかる。

(ア) ネットいじめの対応としては、不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置等をとる。名誉毀損やプライバシー侵害などがあった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める。

(イ) 生徒・保護者・教職員・地域を対象に情報モラルの研修を行い、保護者と密に連携し、学校のための指導にならず、保護者の協力が十分に行えるよう取り組んでいく。

(ウ) インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

3 重大事態への対応について

【重大事態とは】

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

②相当期間学校の欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

*相当の期間とは、生徒が特別な理由もなく連続して欠席した期間を言う。

【重大事態への対応】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、三木市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 その他留意事項

いじめを未然に防ぎ、早期解決をはかるためには、教職員の一方的な取り組みだけでは不十分である。地域や家庭との連携をはかった取組や教職員のいじめ対応スキルアップの研修が不可欠となる。学校評価なども活用し、いじめ問題対応に向けた取組を行う。

(ア) 全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(イ) 学校評価においていじめの問題を取り扱う。このとき、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒と家庭及び地域の状況を十分に踏まえて目標設定を行う。また、取組状況や達成状況を適切に評価し、いじめ対応の改善を行う。

5 年間計画

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議※1 職員研修【いじめ防止基本方針の共有】 生徒指導委員会 ・指導方針、指導計画	人権・道徳教育の年間計画・教育 シャボテンの活用と周知	シャボテンの活用と周知
5	生徒指導委員会 ・情報共有	人権意見発表会	第1回生活アンケート【いじめの実態を調査する目的も含む】※2 カウンセリング週間
6	生徒指導委員会 ・情報共有		
7	生徒指導委員会 ・情報共有 ・1学期の振り返り	「弁護士によるいじめ防止出前授業」※実施期間は調整による	三者面談
8	小中連絡会 SCによる職員研修		
9	生徒指導委員会 ・情報共有		
10	生徒指導委員会 ・情報共有		
11	生徒指導委員会 ・情報共有	PTA 人権講演会	第2回生活アンケート【いじめの実態を調査する目的も含む】※2 カウンセリング週間
12	生徒指導委員会 ・情報共有 ・2学期の振り返り		
1	生徒指導委員会 ・情報共有		
2	生徒指導委員会 ・情報共有		第3回生活アンケート【いじめの実態を調査する目的も含む】※2 カウンセリング週間
3	生徒指導委員会 ・情報共有 ・年間の振り返り ・来年度の計画		

※1 指導方針や計画の提示と全教職員での共通理解を図る。

※2 生活アンケート：年間3回実施を原則とするが、実態に応じて随時実施する。